国別障害関連情報
パラグアイ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
パラグアイ共和国
目次

1. 基礎指標 1
1－1. 基礎指標 1
1－2. 障害の定義と統計 2
2. 障害関連政策 5
2－1. 障害関連行政制度 5
2－2. 障害関連法令・政策文書 8
2－3. 障害関連施策 12
3. 国際条約及び国際協力等の実績 20
3－1. CRPD 批准による対応状況 20
3－2. マラケシュ条約実施状況 20
3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 20
3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 21
3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 22
4. 障害関連団体の活動概況 24
4－1. 障害当事者団体の活動概要 24
4－2. 障害者支援団体の活動概要 24
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 26
5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 26
5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 27
5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 28
5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 28
5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 29
5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 30
6. 参考資料 31

表目次

表 1 障害者の機能制限別割合 4
表 2 障害者の年齢別割合 4
表 3 パラグアイの障害関連担当機関 6

略語表

ASD	Autism Spectrum Disorder	自閉スペクトラム症
CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
DGEEC	Dirección General de Estadística, Encuentas y Censos	統計・調査・国勢調査局
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
INE	Instituto Nacional de Estadística	国家統計院
INPRO	Instituto Nacional de Protección a Personas Excepcionales	国立特別な人々の保護機構
INTN	Instituto Nacional de Tecnología, Normalización y Metrología	国立技術・標準・計量検査院
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
SENADIS	Secretaría Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad	国家障害者人権庁
CONADIS	Comisión Nacional de Discapacidad	国家障害委員会
INE	Instituto Nacional de Estadística	国立統計院
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PAHO	Pan American Health Organization	汎アメリカ保健機構
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
VNR	Voluntary National Review	自発的国別審査

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	6,416.1 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	7.7 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	3.4 %	2023 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	6.8 %	2020 年

人口

総人口	6,929,153 人	2024 年
男性人口比率	50.1 %	
女性人口比率	49.9 %	
都市人口比率	69.9 %	
農村人口比率	30.1 %	
平均余命（全体）	73.8 歳	2023 年
男性	70.9 歳	
女性	77.0 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	5.2 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	15.1 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	12 年	
成人識字率（全体）	94.9 %	2024 年
男性	95.4 %	
女性	94.3 %	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-17)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] ILO (2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-1-17)）に基づく。
[4] UNESCO ウェブサイト（https://www.uis.unesco.org/en, 参照 2026-1-17）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	89.4 %	2024 年
男子	90.1 %	
女子	88.8 %	
中等教育（総就学率）		
全体	79.1 %	2024 年
男子	77.5 %	
女子	80.8 %	
高等教育（総就学率）[5]		
全体	N/A	
男子	N/A	
女子	N/A	

雇用

失業率（全体）	6.1 %	2024 年
男性	4.9 %	
女性	7.8 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

パラグアイ政府が障害者権利委員会に提出した第 2・第 3 回政府報告（2019）（以下、「政府報告」という。）[6]によれば、同国の法制度において障害の明確な定義は示されていない。政府報告では、憲法第 58 条などにおいて障害者を指す用語が用いられていることに触れつつ、従来の公式文書では「特別な人々」（Personas Exceptionales）、「異なる能力を持つ人々」（Personas con Capacidad Diferente）、「障害のある人」（Personas con Impedimantos）といった表現が使用されてきたことが説明されている。また政府は、障害者権利条約の理念に沿った適切な用語を導入するため、関連法令の整備や制度改革を進めていると説明している。

これに対し、国連障害者権利委員会はパラグアイに対して発出した総括所見（2023）（以下、「総括所見」という。）[7]において、憲法や各種法律、政策及び統計資料における障害者を指す用語が、条約の理念と十分に整合していない点について懸念を示している。委員会は、障害者に関する用語や定義を障害者権利条約に整合する形へ改正するための包括的な戦略を策定するとともに、障害の評価基準や認定制度を見直し、人権モデルに基づく包括的な評価制度を導

[5] 世界銀行及び UNESCO Institute for Statistics（UIS）のデータベースにおいて、高等教育総就学率（gross tertiary enrolment ratio）の数値が公表されていない。（参照 2026-1-17）
[6] CRPD/C/PRY/2-3
[7] CRPD/C/PRY/CO/2-3

入するよう勧告している。

一方、2012 年に実施された国勢調査結果を基に作成された文書「障害者のいる世帯の社会人口統計学的特徴」では、障害は「個人と社会環境との相互作用の結果として生じるもの」として説明されている。すなわち、身体的、感覚的又は精神的な制限を持つ人が社会活動に参加できない理由は、診断された状態そのものではなく、教育、雇用、公共サービス等の機会から排除されている社会的条件にある、とされている。

1－2－2. 障害に関する統計

パラグアイにおける障害に関する統計は、主として国勢調査及び行政データにより把握されている。政府報告（2019）によれば、障害関連政策の実施主体である国家障害者人権庁（Secretaría Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad。以下、「SENADIS」という。）が障害者登録や行政データを管理しているものの、障害に特化した全国的な統計調査や統合的なデータ収集の仕組みは十分に確立されていないとされている。また、障害者権利委員会は総括所見において、障害者証明書の取得手続や評価基準が不明確であること、認定制度の運用が中央集権的であることなどの課題を指摘している。これに対し、権利ベースの包括的な評価制度の導入や地方・農村地域でも利用可能な認定制度の整備を勧告している。なお、国家統計院（Instituto Nacional de Estadística。以下、「INE」という。）と SENADIS は 2024 年に障害者に関するデータの可視化を目的とした障害統計プラットフォーム「障害アトラス（Atlas sobre la Discapacidad）」を立ち上げた[8]。

国勢調査による障害統計としては、2012 年国勢調査が長らく主要な基礎資料として利用されてきた。政府報告によれば、当時の国家統計機関である統計・調査・国勢調査局（Dirección General de Estadística, Encuestas y Censos: DGEEC）はワシントン・グループの国際会合に継続的に参加しており、2012 年国勢調査では機能制限の観点から障害の状況を把握するための短縮質問紙セットが導入された。2012 年国勢調査の結果によると、全国 1,232,496 世帯のうち 363,410 世帯（約 29%）に少なくとも 1 人の障害者がいると報告されている。ただし、この調査では個人ではなく世帯単位で障害に関する質問が行われたため、国全体の障害者数や年齢別・性別・障害種別の人口割合を正確に把握することは困難であるとされている。また、同調査では視覚、聴覚、移動、自己ケアなどの生活機能の制限が示されているが、1 人が複数の機能制限を有する場合や 1 世帯に複数の障害者がいる場合があるため、各機能領域の割合を単純に合計して障害率を算出することはできない。2022 年国勢調査（Censo Nacional de Población y Viviendas 2022）によれば、パラグアイでは 5 歳以上人口のうち 299,839 人が何らかの生活機能の制限を有すると報告されており、これは 5 歳以上人口の約 5.3%に相当する。国勢調査では、ワシントン・グループ短縮質問紙セットに近い生活機能に関する質問を用いて

[8] https://www.ine.gov.py/noticias/2692/atlas-sobre-la-discapacidad-en-paraguay-a-un-ano-de-su-lanzamiento-incorpora-nuevos-datos-y-avanza-hacia-la-unificacion-de-criterios-para-su-medicion、https://estadisticasdiscapacidad.ine.gov.py/elatlas.php(参照 2026-3-27）

障害の状況を把握しており、主に視覚、聴覚、移動、自己ケアといった機能領域について調査が行われている。一方で、この調査手法では知的障害や精神障害に関する把握が限定的である可能性が指摘されており、従来調査では約 12%とされていた障害者人口が、2022 年調査では約 5%となっている背景の一つと考えられる。

機能制限別に見ると、視覚及び移動に関する機能制限の割合が比較的高いことが報告されている。INE の公表資料によれば、障害のある人のうち、視覚に関する機能制限を有する人は約 57.9%、移動に関する機能制限を有する人は約 55.5%、自己ケアに関する機能制限は約 27.6%、聴覚に関する機能制限は約 23.5%とされている。ただし、1 人が複数の機能制限を有する場合があるため、これらの割合を単純に合計して障害率を算出することはできない。

また、年齢別に見ると、障害の割合は高齢層ほど高くなる傾向がみられる。特に 60 歳以上の人口では生活機能の制限を有する割合が大きく増加しており、人口の高齢化と障害の発生との関連が示唆されている。性別では女性の割合がやや高い傾向が報告されている。

地域別に見ると、人口の多い Central 県及び首都アスンシオンにおいて障害のある人の数が多いが、人口規模を考慮した場合、農村地域を含む一部の県では都市部よりも障害の割合が高い傾向がみられるとされている。

障害者数(全体)[9]	299,839 人	5.3%	2022 年
男性	128,349 人	4.6%	
女性	171,490 人	6.1%	

表 1 障害者の機能制限別割合

障害種別(機能制限)	人数	割合
視覚(Visual)	173,713 人	57.9%
移動(Motriz / mobility)	166,457 人	55.5%
自己ケア(Personal care)	82,815 人	27.6%
聴覚(Auditiva)	70,597 人	23.5%

出所：INE (2022) Censo Nacional de Población y Viviendas 2022, “Personas con discapacidad”を基に調査チームが作成

表 2 障害者の年齢別割合

年齢	障害率	年齢	障害率	年齢	障害率
5–9 歳	1.4%	35–39 歳	2.4%	65–69 歳	17.1%
10–14 歳	1.6%	40–44 歳	3.1%	70–74 歳	21.8%
15–19 歳	1.7%	45–49 歳	4.7%	75–79 歳	28.5%
20–24 歳	2.0%	50–54 歳	6.5%	80 歳以上	42.7%
25–29 歳	2.2%	55–59 歳	8.6%		
30–34 歳	2.2%	60–64 歳	11.6%		

出所：INE (2022) Censo Nacional de Población y Viviendas 2022, “Personas con discapacidad”を基に調査チームが作成

[9] INE (2022) Censo Nacional de Población y Viviendas 2022, Paraguay.

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

政府報告（2019）によれば、パラグアイでは、1979 年に法令第 780 号に基づき、「特別な人々の国立保護機構」（Instituto Nacional de Protección a Personas Excepcionales: INPRO）が設立され、障害者を含む社会的弱者の権利保護や福祉サービスの提供が行われてきた。しかし、当時の制度は主として保護や医療・福祉を中心とする枠組みに基づくものであり、障害者の権利保障を包括的に推進する体制は十分に整備されていなかったとされている。

その後、パラグアイは 2008 年に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）を批准し、障害者の権利を基盤とする政策への転換が進められた。この流れを受け、2012 年には法令第 4720 号により、国家障害者人権庁（Secretaría Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad: SENADIS）が設立された。SENADIS は障害政策の調整及び監督を担う中央政府機関であり、大統領府の管轄下に置かれている。

SENADIS は、障害者の社会参加促進及び各種施策の省庁横断的な調整を担うとともに、障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）、支援組織、関係省庁等との協力関係の構築を推進している。また、障害認定制度の運営、障害に関する啓発活動、障害の主流化の促進などを実施している。加えて、リハビリテーション、医療支援、補装具の提供、交通支援などのサービスを提供している。

さらに、SENADIS は地方拠点を設置しており、理学療法、臨床心理学、教育心理学、診療、早期介入、ソーシャルワーク、栄養指導、言語療法、歯科治療などの専門サービスを提供している。他方、地方拠点数や人員体制は依然として限定的であり、農村部・遠隔地を含む全国的なサービス提供体制には課題が残されている[10]。

一方で、障害者権利委員会は総括所見において、SENADIS を中心とする障害政策の調整体制について、制度的な位置づけや権限、予算、人員が十分ではない可能性があることを指摘している。委員会は、CRPD の実施を効果的に推進するため、政府全体における政策調整機能の強化や、障害分野の政策実施に必要な資源の確保を求めている。

また、委員会は、障害政策の立案及び実施において、OPD の実質的な参加を確保することの重要性を指摘し、政策形成の過程において障害当事者及びその代表組織との協議を制度的に確立することを勧告している。

さらに、2023 年の総括所見（第 8 条(e)）では、SENADIS が担う直接的な介護・ケアサービス提供機能を社会開発省へ移管し、SENADIS が障害の人権的アプローチの主流化、政策監視及び各省庁への技術支援という本来の機能に専念できるよう、十分な資源を確保することを勧告している。また、2021 年に制定された法令第 6808 号（市・県レベルの障害者局設置法）によ

[10] JICA パラグアイ事務所情報や SNS 投稿で確認できる地方拠点は 7 箇所（首都、San Lorenzo、Encarnación、Ciudad del Este、Caacupé、Coronel Oviedo、Concepción）であった。

り、全国の県政府及び市町村に SENADIS との連携・調整を担う障害者局の設置が義務付けられ、地方レベルでの障害政策実施体制の強化が図られている。

SENADIS 以外にも、パラグアイでは複数の省庁が障害関連施策を所管している。特に、教育、保健、労働、社会保護等の分野において、各省庁がそれぞれの政策領域に応じた障害関連施策を実施している。

障害関連担当機関

表 3 パラグアイの障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	公衆保健社会福祉省 Ministerio de Salud Pública y Bienestar Social	障害のある人の健康及びリハビリテーションに関する政策を所管する機関。医療サービス、リハビリテーション、精神保健、早期介入、補装具の提供等の保健医療サービスを実施する。
2	教育科学省 Ministerio de Educación y Ciencias	インクルーシブ教育政策を所管する機関。障害のある児童・生徒の教育へのアクセス確保、特別支援教育プログラム、教育支援サービスの提供などを実施する。
3	労働雇用社会保障省 Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social	障害のある人を含む脆弱な立場にある人々の雇用促進政策を所管。職業訓練、雇用サービス、労働市場への包摂促進政策の策定・実施を担う。
4	社会開発省 Ministerio de Desarrollo Social	貧困及び社会的脆弱性にある世帯を対象とする社会保護政策を所管。条件付現金給付プログラム「Tekoporã」など、障害のある人を含む脆弱層への社会支援プログラムを実施する。
5	国立技術・標準・計量検査院 Instituto Nacional de Tecnología, Normalización y Metrología (INTN)	国家標準化機関として建築及び公共空間に関する技術基準を策定。アクセシビリティに関する技術規格や建築基準の整備を担当する。

出所：政府報告（2019）を基に調査チームが作成

【国内調整委員会設置状況】

政府報告によれば、パラグアイでは、CRPD の実施を推進するため、政府機関、議会、OPD 等が参加する複数の協議・調整メカニズムが設けられている。特に、SENADIS を中心として、政府機関間の政策調整及び OPD の参加を確保する枠組みとして国家障害委員会（Comisión Nacional de Discapacidad: CONADIS）が設置されている。また、障害者の政治参加の促進を目的とした「アクセシブルな投票のための委員会」や、議会において障害者の権利に関する立法及び政策監督を担う「障害者の権利擁護のための常設委員会」が設置されている。

なお、障害者権利委員会の総括所見では、これらの国内調整メカニズムについて、特に CONADIS を中心とする政策調整機能の強化や、OPD の実質的な参加の確保をさらに進める必要があることが指摘されている。

委員会名称	国家障害委員会(CONADIS)
委員会メンバー	SENADIS を中心に、保健省、教育科学省、労働雇用社会保障省、社会開発省、法務省、女性省、財務省、子ども・青少年庁、公務庁等の政府機関の代表者、ならびに OPD 及び関連市民団体の代表者により構成される。地方自治体や県政府の代表者も参加する。
役割と実施状況	CRPD の実施に関する国内調整メカニズムとして設置された機関であり、障害政策に関する政府機関間の調整、政策協議、及び OPD の参加促進を目的とする。
活動	政策協議のための分野別作業部会を設置し、主に以下の分野について検討を行っている。 ・インクルーシブ教育 ・保健・社会福祉 ・雇用・社会保障 ・国家障害行動計画 ・情報・コミュニケーション(手話を含む) ・子ども及び青少年 ・アクセシビリティ(建築・交通等) ・地方政府との連携

委員会名称	アクセシブルな投票のための委員会
委員会メンバー	SENADIS 及び選挙管理機関等の関係機関
役割	障害者の政治参加を促進するため、アクセシブルな投票制度を推進する。
活動	自宅投票、優先投票、点字投票、介助者同伴投票など、障害のある人が選挙に参加しやすい制度及び環境整備を推進している。

委員会名称	障害者の権利擁護のための常設委員会 Comisión Permanente de Defensa de los Derechos de las Personas con Discapacidad
委員会メンバー	パラグアイ下院議会(Cámara de Diputados)の議員により構成される。
役割	障害者の権利に関する立法政策を審議する国会委員会であり、障害関連法案の審査、立法提案、政策監視等を行う。
活動	障害者の権利保障、アクセシビリティ、社会参加、雇用、教育等に関する法案の審議及び提案を行うとともに、行政機関が実施する障害政策の状況について議会としての監督機能を担う。

【地方政府行政】

政府報告によれば、SENADIS は首都アスンシオンに本部を置くほか、国内の主要地域に地方拠点[11]（地域サービスセンター）を設置しており、障害のある人及びその家族に対して各種支援サービスを提供している。これらの拠点では、理学療法、心理支援、言語療法、社会福祉相談、早期介入、補装具の提供など、医療・リハビリテーション及び社会支援に関するサービスが提供されている。

また、地方レベルでは、県政府（Gobernaciones）及び市町村（Municipalidades）が、地域における障害関連施策の実施や社会サービスの提供に一定の役割を担っている。地方自治体は、SENADIS や中央政府機関と連携しながら、地域におけるアクセシビリティの向上、社会参加の促進、地域社会における支援活動の実施などを行っている。

地方自治体においては障害者支援の担当部署や委員会を設置する動きも見られ、地域レベルでの障害者支援体制の整備が進められている。

2－2. 障害関連法令・政策文書

パラグアイでは、1990 年に「障害者の権利及び特権の確立に関する法」（法令第 122/90 号）が制定され、障害者の権利保護及び各種サービスの提供に関する制度整備が進められてきた。その後、2008 年の CRPD の批准を契機として、障害者の権利保障及び社会参加の促進を目的とした法制度の整備が進められている。特に 2010 年代以降、インクルーシブ教育、雇用促進、アクセシビリティ、情報アクセスなどの分野において新たな法律が制定されている。

2025 年には、CRPD の理念に基づき障害者の権利を包括的に保障する「障害者の権利を保障し、民法及び司法組織法を改正する法律」（法令第 7371/2025）が制定され、従来の禁治産・後見制度の廃止や個別化された支援制度の導入など、障害者の法的能力の完全承認に向けた制度改革が進められている。

障害者の権利等に関連する主な法律は、年代の新しいものから順に以下のとおりである。

法律名	障害者の権利を保障し、民法及び司法組織法を改正する法律（法令第 7371/2025 号）
施行年	2025 年
概要	CRPDの理念に基づき障害者の権利を包括的に保障する法律。民法及び司法組織法を改正し、従来の禁治産・後見制度を廃止して個別化された支援制度に移行することで、障害者の法的能力を完全に承認する。また、差別禁止・合理的配慮の義務化、リハビリテーションへの平等なアクセス保障、障害のある子どもを持つ保護者への有給特別休暇の新設など、幅広い権利保障措置を規定している。

[11] 地方拠点は、首都、San Lorenzo、Encarnación、Ciudad del Este、Caacupé、Coronel Oviedo、Concepción に置かれている。

法律名	障害者インクルーシブ観光法（法令第 7134/2023 号）
施行年	2023 年
概要	観光分野における障害者のインクルーシブなアクセスを促進するための法律。観光施設・サービスのアクセシビリティ確保を義務付ける。総括所見（2023）において評価された立法措置の一つ。

法律名	市・県レベルの障害者局設置法（法令第 6808/2021 号）
施行年	2021 年
概要	全国の県政府及び市町村において、SENADIS との連携・調整を担う障害者局の設置を義務付ける法律。地方レベルでの障害政策実施体制の強化を目的とする。総括所見（2023）において評価された立法措置の一つ。

法律名	パラグアイ手話の正式承認に関する法（法令第 6530/2020 号）
施行年	2020 年
概要	パラグアイ手話をコミュニケーションの手段として正式に承認し、手話通訳者の養成・認定制度の整備を定める法律。総括所見（2023）において評価された立法措置の一つ。

法律名	障害者の権利及びインクルージョンに関する情報・啓発促進法（法令第 6667/2020 号）
施行年	2020 年
概要	障害者の権利及びインクルージョンに関する定期的かつ大規模な情報・啓発キャンペーンの実施を促進するための法律。総括所見（2023）において評価された立法措置の一つ。

法律名	聴覚障害者及び難聴者の国家機関における情報アクセス保障法（法令第 6354/2019 号）
施行年	2019 年
概要	すべての国家機関・公共サービス機関に対し、聴覚障害者及び難聴者との意思疎通を担う職員を少なくとも 1 名配置することを義務付ける法律。また、国家機関にはオンライン手話通訳システムへのアクセス整備、手話講座の提供、視覚的な案内・標識の設置等も求めている。

法律名	障害者の職業訓練における機会均等法（法令第 5421/15 号）
施行年	2015 年
概要	障害者の職業訓練の機会均等を確保するための法律。障害を理由とする差別を禁止し、職業訓練制度へのアクセスを保障する。労働雇用社会保障省の職業訓練制度において合理的配慮を提供することを定めている。

法律名	インクルーシブ教育法（法令第 5136/13 号）
施行年	2013 年
概要	すべての教育段階においてインクルーシブ教育モデルを導入するための法律。障害のある児童・生徒が教育制度にアクセスし、在籍し、学習及び学校活動に参加できるよう必要な支援を提供することを定めている。

法律名	民間セクターにおける障害者包摂を奨励する雇用者優遇措置法（法令第 4962/13 号）
施行年	2013 年
概要	民間企業における障害者雇用を促進するための優遇措置を規定した法律。企業による障害者雇用の促進を目的として税制等のインセンティブを導入している。

法律名	障害者のための物理的環境へのアクセシビリティに関する法（法令第 4934/13 号）
施行年	2013 年
概要	公共施設及び公共交通機関における物理的アクセシビリティの確保を義務付ける法律。建築及び公共空間におけるアクセシビリティ基準の整備を定めている。

法律名	国家障害者人権庁（SENADIS）設立法（法令第 4720/12 号）
施行年	2012 年
概要	国家障害者人権庁（SENADIS）の設立を規定する法律。障害政策の調整及び監督を担う政府機関として設置された。

法律名	障害者優先席法（法令第 4616/11 号）
施行年	2011 年
概要	公共施設や文化・スポーツ施設において障害者の優先席の設置を義務付ける法律。

法律名	視聴覚メディアの情報・ニュースにおける手話通訳配置法（法令第 4336/11 号）
施行年	2011 年
概要	聴覚障害者の情報アクセスを保障するため、視聴覚メディアにおける手話通訳の配置を推進する法律。

法律名	公共部門における障害者雇用割当制度法（法令第 3585/2008 号）
施行年	2008 年
概要	公共部門において障害者の雇用を促進することを目的とした法律。中央政府機関、地方自治体、公共機関等に対し、職員の一定割合を障害者として雇用することを義務付けている。また、障害者が公務員として働くための機会を確保するとともに、雇用における差別の防止及び合理的配慮の提供を促進することを目的としている。

法律名	公共機関における障害者採用義務法（法令第 2479/2004 号）
施行年	2004 年
概要	50 名以上の行政職員を有するすべての公共機関（中央政府機関、地方分権機関、県政府、市役所）に対し、障害者を行政職員総数の 2%以上採用することを義務付ける法律。採用の対象となるためには、障害の程度が 40%以上であり、INPRO 及びパラグアイ障害者連盟の認定証明が必要とされる。なお、本法は 2008 年制定の法令第 3585/2008 により第 1 条・第 4 条・第 6 条が改正され、割当率が 5%に引き上げられている。

【障害者政策】

政策名	国家開発計画 2050 (Plan Nacional de Desarrollo Paraguay 2050)
施行年	2025 年
概容	新たな長期国家開発戦略であり、包摂的かつ持続可能な経済成長、人間開発、制度強化、地域間格差の是正等を重視している。障害分野については、誰一人取り残さない開発の理念の下、教育、雇用、社会参加への包摂的アクセスの推進が関連する政策課題として位置付けられている。 なお、「国家開発計画 2050」は、「国家開発計画 2030」の基本理念及び開発成果を踏まえ、中長期的な国家ビジョンとして新たに策定されたものである。

政策名	国家開発計画 2030 (Plan Nacional de Desarrollo 2030)
施行年	2014 年

概容	パラグアイの長期的な国家開発戦略を示す計画であり、①貧困削減と社会開発、②包括的な経済成長、③国際社会への適切な統合の 3 つの戦略分野で構成されている。障害分野については主に「貧困削減と社会開発」の分野において、障害者の社会参加の促進や機会均等の確保などが課題として位置付けられている。

政策名	障害者の人権に関する国家行動計画 2015-2030（Plan de Acción Nacional por los Derechos de las Personas con Discapacidad）
施行年	2016 年
概容	障害者の権利の尊重、保護及び促進並びに機会均等の確保を目的とした国家計画である。CRPD の理念に基づき、教育、保健、雇用、アクセシビリティ、社会参加などの分野において障害者の権利の実現を目指す政策枠組みを示している。国、県、地方自治体の各レベルの政府機関及び関係機関の連携による実施が想定されており、障害分野における国家レベルの政策指針となっている。

2－3. 障害関連施策

本節では、政府報告（2019）及び総括所見（2023）の情報を基に、整理した内容を以下に記す。

① リハビリテーションを含む医療サービス

パラグアイでは、障害者に対する保健医療サービス及びリハビリテーション支援は、主に SENADIS 及び公衆保健社会福祉省を中心として提供されている。SENADIS は 2012 年に設立され、パラグアイ憲法及び CRPD に基づく障害政策の調整機関として、リハビリテーション、医療支援、補装具の提供、心理社会的支援等のサービスを実施している。また、国内の複数の地域拠点において理学療法、言語療法、心理支援、社会福祉相談などのリハビリテーションサービスが提供されている。

政府報告によれば、SENADIS は障害者の認定及び登録制度を運用しており、障害者証明書の発行を通じて医療サービスや社会支援制度へのアクセスを可能としている。また、社会的情報統合システム（Sistema Integrado de Información Social）を通じて、SENADIS のサービス利用者に関する統計データの管理が行われている。

精神保健分野においては、公衆保健社会福祉省が全国の保健医療ネットワークを通じて精神保健サービスを提供している。同省は汎アメリカ保健機構（PAHO）との協力の下、保健サービス統合ネットワーク（Redes Integradas e Integrales de Servicios de Salud）を整備し、一次医療を含む包括的な保健サービスの提供を進めている。また、精神障害のある人に対する地域ベースのケア体制の整備も進められている。

一方で、障害者権利委員会は 2013 年の第一回総括所見において、障害のある人が医療サービスへ十分にアクセスできていない状況や、包括的なリハビリテーション政策が十分に整備さ

れていない点について懸念を示した。同委員会は、すべての障害者が医療サービスに完全にアクセスできるよう必要な措置を講じること、またジェンダーの視点を取り入れた包括的なリハビリテーション戦略を策定することを勧告している。

2023 年の総括所見においても、地域格差のある医療サービスへのアクセスや、地域におけるリハビリテーションサービスの不足、精神保健サービスの施設中心型モデルから地域ベースの支援への移行の必要性などが課題として指摘されている。また、2022 年に制定された精神保健法（法令第 7018/2022 号）が依然として障害の医療モデルに基づいており、CRPD の人権モデルとの不整合があることが指摘されており、障害者権利委員会は同法及びその規則を CRPD の理念に沿って改正するよう勧告している。さらに、民間医療保険会社が障害者への保険提供を拒否している問題についても懸念が示されており、こうした差別的扱いに対してペナルティを課す規制措置の整備が勧告されている。

② 教育

パラグアイでは、教育科学省が障害のある児童・生徒の教育政策を所管している。2013 年にはインクルーシブ教育法（法令第 5136/2013 号）が制定され、すべての教育段階において障害のある児童・生徒の就学、学習及び参加を保障するインクルーシブ教育の推進が政策目標として掲げられている。同法に基づき、従来の特別支援教育制度からインクルーシブ教育モデルへの移行を進めるための制度整備が進められている。

政府報告によれば、教育科学省はインクルーシブ教育の推進のため、教育行政担当者、学校管理職、教員及び保護者を対象とした研修や技術支援を実施している。また、特別支援教育機関の機能や役割の見直しを進め、通常教育制度の中で特別な教育的支援ニーズのある児童・生徒を支援する体制の整備が進められている。

同省の統計によると、2018 年時点で、全国において特別支援学校に在籍する障害のある児童は 603 名、通常学校の特別学級に在籍する児童は 244 名であり、通常学校に在籍する障害のある児童・生徒（初等及び中等）は 22,586 人と報告されている。また、特別学校において支援プログラムを受けている児童・生徒は 3,679 人である。

政府報告では、教育科学省がインクルーシブ教育の推進の一環として、教育関係者への研修や技術支援を実施していることが示されている。例えば、国内 17 県において教育局の担当者や法律顧問などを対象としたインクルーシブ教育に関する研修が実施され、694 名が参加した。また、学校管理職、教員及び障害のある児童・生徒の保護者を対象とした技術支援研修も実施され、3,758 名が参加している。

さらに、教育科学省は、インクルーシブ教育の推進に向けて教育機関の再編成に関する検討を進めており、特別支援教育機関の機能や役割の見直しを行うための調査やデータ収集を実施している。

一方で、障害者権利委員会は 2013 年の総括所見において、障害のあるすべての子どもが教育制度にアクセスできるようインクルーシブ教育を全国的に実施する必要性を指摘するととも

に、医学モデルに基づく教育概念を見直し、分離教育からインクルーシブ教育への移行を進めることを勧告している。

さらに、2023 年の総括所見では、インクルーシブ教育法の制定など一定の進展が認められる一方で、特別学校への依存が依然として大きいこと、合理的配慮の提供が十分でないこと、教員研修や支援体制が十分に整備されていないことなどが課題として指摘されている。また、障害のある児童が依然として教育制度から排除される事例があることについても懸念が示されている。

③ ジェンダー（障害女性等）

パラグアイでは、障害女性の権利保護及び暴力防止に関する政策は、主に女性省（Ministerio de la Mujer）を中心に推進されている。女性に対する暴力への対策として、2015 年には「農村女性のための政策に関する法」（法令第 5446/2015 号）、2016 年には「あらゆる形態の暴力に対する女性の包括的保護法」（法令第 5777/2016 号）が制定され、女性に対する暴力の予防、保護及び支援のための法制度が整備されている。

政府報告によれば、SENADIS は、女性保護法第 27 条に基づいて設置された「女性への暴力防止に関する組織間会議」に参加しており、障害女性に対する暴力の防止及び支援に関する政策協議に関与している。この組織間会議は、女性への暴力の予防、被害者支援、保護措置の実施などに関する国家政策の調整を目的としている。

また、女性省は、暴力被害を受けた女性を支援するための施設である「女性の家（Casa de la Mujer）」を運営しており、一時的な避難、心理的支援、法的助言、社会的支援等のサービスを提供している。政府報告によれば、2014 年から 2018 年までの間に、この施設において支援を受けた女性障害者は 5 名（聴覚障害 1 名、身体障害 1 名、視覚障害 3 名）であると報告されている。

一方で、障害者権利委員会は 2013 年の総括所見において、障害のある女性及び少女が複合的な差別や暴力に直面している状況について懸念を示し、特に知的障害、精神障害及び聴覚障害のある女性及び少女に対する暴力及び差別に対処するための効果的な措置を講じることを勧告している。また、暴力被害者のためのアクセス可能な支援サービス及びケアセンターの整備の必要性も指摘されている。

さらに、2023 年の総括所見においても、障害のある女性及び少女が依然として複合的な差別や暴力のリスクに直面していることが指摘されており、ジェンダー政策及び障害政策の双方において障害女性の視点を十分に取り入れる必要性が強調されている。

④ 職業訓練、雇用、就労

パラグアイでは、障害のある人の雇用及び職業訓練に関する政策は、主に労働雇用社会保障省及び SENADIS を中心として推進されている。

政府報告によれば、2018 年時点で国内の公的機関に雇用されている障害者は 1,947 名であ

り、そのうち男性は 1,303 名（66.9%）、女性は 644 名（33.1%）である。また、終身雇用は 1,347 名（69.2%）、契約職員などの有期雇用は 600 名（30.8%）となっている。

パラグアイでは、公共部門における障害者雇用を促進するため、「公共部門における障害者雇用割当制度法」（法令第 3585/2008 号）が制定されており、中央政府機関及び公共機関に対して一定割合の障害者雇用を義務付けている。さらに、2011 年には同制度の実施を促進する政令が制定され、公的機関における障害者雇用の拡大が図られている。

また、民間企業における障害者雇用を促進するため、「民間セクターにおける障害者包摂を奨励する雇用者優遇措置法」（法令第 4962/2013 号）が制定されている。同法では、障害者を雇用する企業に対する税制上の優遇措置などが規定されている[12]。さらに、SENADIS、労働雇用社会保障省、サラキ財団及びアメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は、5 月 20 日を「障害者の労働包摂ナショナルデー」と定め、障害者の雇用促進に関する啓発活動を実施している。

職業訓練については、労働雇用社会保障省の下にある国立専門職促進サービス局（Servicio Nacional de Promoción Profesional）及び全国専門職振興庁（Sistema Nacional de Formación y Capacitación Laboral）などの機関を通じて、障害者を含む労働者に対する職業訓練が実施されている。また、2016 年及び 2017 年には障害者を対象としたジョブフェアが開催され、合計 433 名が就労に関する助言を受け、そのうち 26 名が民間企業への就職につながったと報告されている。

視覚障害者に対する職業支援としては、AGORA プログラムが実施されている。同プログラムは、視覚障害者の労働市場への参加を促進することを目的とした職業訓練及び就労支援プログラムであり、国立専門職促進サービス局及び視覚障害者リハビリテーションセンターなどの機関が実施主体となっている。政府報告によれば、2016 年には 275 名が能力強化プログラムを修了し、2017 年には 66 種類の研修コースに 331 名が参加している。

一方で、障害者権利委員会は 2013 年の総括所見において、公的及び民間セクターにおける障害者雇用を促進するための積極的措置の導入、職場における差別の禁止及び労働権侵害に対する救済制度の整備の必要性を指摘している。

さらに、2023 年の総括所見では、公共部門における障害者雇用割当制度が十分に実施されていないこと、障害のある人の多くが依然として非公式経済に従事していること、合理的配慮の提供が十分に確保されていないことなどが課題として指摘されている。また、障害のある人の雇用機会を拡大するためには、職業訓練制度の強化や民間企業による雇用促進策の実効性を高める必要があることも勧告されている。

加えて、「民間セクターにおける障害者包摂を奨励する雇用者優遇措置法」（法令第 4962/13 号）の実施に必要な財務省所管の申請様式が長期間更新されておらず、雇用主が税制上の優遇措置を利用できない状態が続いていることが指摘されている。障害者権利委員会は、この様式を早急に更新するとともに、税制インセンティブを補完・補強する追加的な方策を講じる

[12] 民間企業に雇用割当制度は適用されていない。

ことを求めている。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

パラグアイにおける障害者を対象とした社会保障及び社会サービスの主要な施策の一つとして、社会開発省が実施する「Tekoporã プログラム」がある。このプログラムは、貧困または脆弱な状況に置かれている世帯の生活改善と社会的包摂を目的とした国家的な社会保護政策であり、主として条件付き現金給付（Conditional Cash Transfer）を中心とする支援制度である。

「Tekoporã」はグアラニー語で「より良い生活」を意味し、衣食住の基礎的な生活条件の改善に加え、保健サービス、教育、リハビリテーションなどへのアクセスを促進することを通じて、生活の質の向上を目指している。この制度は、子どもの教育や保健サービスの利用など一定の条件を満たすことを前提に、貧困世帯に対して現金給付を行う仕組みとなっている。

同プログラムは障害者のいる世帯も対象としており、「障害者の包摂基準」を用いて、支援内容や給付額が決定される。特に、1 人または 2 人の重度障害者を抱える世帯に対しては追加給付が認められており、必要に応じて合理的配慮が提供される仕組みとなっている。また、支援を受ける世帯は単に給付を受けるだけではなく、教育や健康管理などに関する一定の共同責任を果たすことが求められている。

Tekoporã プログラムでは、0～14 歳の子ども、15～18 歳の若者、妊婦、障害者、先住民など、特に社会的脆弱性の高い集団が優先対象とされている。政府報告によれば、2017 年末時点で同プログラムの対象となっている障害者は 1 万 9,595 人であり、そのうち 2,176 人が重度障害者である。さらに、2018 年 4 月時点では対象者数は 2 万 68 人に増加しており、前年と比較してわずかながら増加している。パラグアイ政府は同プログラムに対する予算措置を年々拡大しており、極度の貧困削減を目的とした他の社会保護プログラムへの投資も増加している。

一方で、障害者権利委員会は 2013 年の総括所見において、障害者及びその家族の貧困削減を目的とした包括的な国家戦略の策定が不十分であることを指摘している。委員会は、障害者が適切な住宅、社会サービス及び必要な支援にアクセスできるようにするための政策の整備を求めるとともに、障害者を対象とした社会保護制度の拡充を勧告している。

さらに近年の評価では、パラグアイの社会保護制度は依然として現金給付中心の仕組みであり、地域社会における福祉サービス、介護サービス、リハビリテーションサービスなどの社会サービスが十分に整備されていない点が課題として指摘されている。障害のある人々が地域社会で自立した生活を送るためには、現金給付に加え、地域ベースの支援サービスや障害者向け社会サービスの拡充が重要であるとされている。

2023 年の総括所見では、支援を必要とする障害者に対するパーソナルアシスタント制度の整備及びその予算確保が勧告されている。現時点でパラグアイにはパーソナルアシスタントに関する制度的枠組みがなく、障害のある人が地域で自立した生活を営むために必要な支援体制の構築が課題となっている。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり等）

物理的アクセシビリティ

パラグアイにおける物理的アクセシビリティの確保に関する主要な法制度として、2013 年に「障害者のための物理的環境へのアクセシビリティに関する法」（法令第 4934/13 号。以下、「アクセシビリティ法」という。）が制定された。同法は、公的施設や公共空間において障害者が利用可能な物理的環境を確保することを義務付けるものであり、公共建築物、公共施設、道路、公共交通機関などにおけるアクセシビリティの確保を目的としている。

同法では、アクセシビリティ義務の不履行に対する罰則を地方自治体の条例によって定めることとされている。しかしながら、実際には条例が制定されていない自治体も多く、制度の実効性に課題があると指摘されている。また、物理的アクセシビリティの認証及び技術的監査を担う国立技術・標準・計量検査院（Instituto Nacional de Tecnología, Normalización y Metrología。以下、「INTN」という。）による監査が十分に実施されていないなど、制度の運用面でも課題が確認されている。

アクセシビリティの技術基準については、2011 年にパラグアイのアクセシビリティ規格が制定された。これにより、商業施設などにおけるスロープや障害者用トイレの設置が進められるようになった。しかし、これらの設備は必ずしも障害者の利用実態を十分に反映したものではなく、利用者である障害当事者の視点が欠けている場合も少なくない。

このような課題に対応するため、INTN はアクセシビリティ監査の質を向上させることを目的として「物理的アクセシビリティ監査員養成研修」を実施した。この研修では、障害当事者の視点を取り入れた監査の実施が重視されており、身体障害または視覚障害のある人 28 名を含む計 49 名の監査員が養成された。これにより、アクセシビリティ設備が実際の利用者のニーズや利便性に適合しているかを確認し、改善につなげる体制の構築が試みられている。

さらに、アクセシビリティの概念を社会全体に普及させるため、建築設計の段階からアクセシビリティを確保できるよう、パラグアイのアクセシビリティ規格を解説したガイドブックも作成されている。

アクセシビリティ法に基づき、INTN とは別にアクセシビリティに関する諮問委員会が設置されている。この諮問委員会は、アクセシビリティに関する技術政策の策定、実施、フォローアップ及び評価を担う機関であり、政府機関、地方自治体、学術機関、建築分野の専門家、市民団体及び障害者代表など、多様な主体によって構成されている。具体的には、INTN、法務省、SENADIS、地方自治体間連携組織、建築セクター、大学、市民団体、障害者代表及び国家障害委員会などが参加している。

同諮問委員会は「アクセシビリティ戦略プラン 2016–2018」を策定し、アクセシビリティ法の履行を進めるための具体的な行動計画と責任機関を明確にした。

地方自治体レベルの取組としては、首都アスンシオン市が 2018 年 12 月に「障害者の物理的アクセシビリティの基本必須条件及び基準採用規定条例」（条例第 186/2018 号）を採択している。この条例はアクセシビリティ法の履行を地方レベルで強化することを目的としており、建築

物及び公共空間のアクセシビリティ基準を具体的に定めたものである。

これを受けて諮問委員会は、この条例の内容が全国の市町村で適用されるよう、INTN 及び SENADIS による研修を全国 252 の自治体で実施する計画を策定した。また、技術チームが作成した物理的アクセシビリティガイドも各自治体に提供されている。

公共交通のアクセシビリティ

公共交通分野では、政府が進める「バス改革計画」において、障害者の利用を考慮した交通環境の整備が進められている。この計画の一環として、空調設備及び車いす用スロープを備えた約 350 台のバスが導入されている。

しかしながら、アクセシブルな公共交通システムの整備は依然として限定的であり、障害者が安全かつ自立して公共交通を利用できる環境の整備は十分とは言えない状況にある。

障害者権利委員会による指摘

障害者権利委員会は、パラグアイに対する総括所見（2013 年及び 2023 年）において、アクセシビリティ分野に関して継続的な課題を指摘している。

2013 年の総括所見では、建築物のアクセシビリティ確保のための改修期限の設定及び、改修義務が履行されない場合の罰則の整備を求めるとともに、物理的環境アクセシビリティ関連法の施行を OPD との協議のもとで進めることを勧告した。また、国レベルの公共交通機関において、駅、車両、信号、地図などを含むアクセシブルで合理的な交通環境の整備を進めることも求めている。

さらに 2023 年の総括所見では、アクセシビリティに関する法制度や技術基準が整備されているにもかかわらず、公共施設、教育機関、公共サービスなどにおけるアクセシビリティの確保が依然として十分でないことが懸念として示された。

これらの指摘は、パラグアイにおいてアクセシビリティに関する制度や基準の整備は進展しているものの、その実施及び監督体制が十分に機能していない状況が依然として課題となっていることを示している。

⑦ 情報アクセシビリティ

パラグアイでは、障害者が情報及びコミュニケーションにアクセスできる環境の整備を進めるため、主に SENADIS を中心として各種の取組が進められている。

政府報告によれば、公共機関が提供する情報について、障害者が利用可能な形式で提供することの重要性が認識されており、点字、音声資料、手話などの代替的なコミュニケーション手段の普及が進められている。また、障害者が行政情報や公共サービスにアクセスできるようにするため、情報提供の改善や広報資料のアクセシブル化などの取組も進められている。なお、2019 年には聴覚障害者及び難聴者の行政手続におけるコミュニケーション及び情報アクセスを保障する法律（法令第 6354/2019）が制定され、聴覚障害者及び難聴者が国家機関において

手続きを行う際のコミュニケーション及び情報へのアクセスの保障が規定された[13]。

一方で、障害者権利委員会は 2013 年の総括所見において、情報及びコミュニケーションのアクセシビリティが十分に確保されていないことを懸念として指摘している。特に、公共情報へのアクセスの確保や、手話、点字、その他の代替的・補完的コミュニケーション手段の普及を強化する必要があることが勧告された。

さらに 2023 年の総括所見では、情報アクセシビリティの確保が依然として十分ではないことが指摘されており、公共情報、教育、行政サービスなどにおいて、点字、手話、易しい読み物、代替的及び補完的コミュニケーションなどを含む多様なコミュニケーション手段を確保する必要性が改めて強調されている。

これらの指摘は、情報アクセシビリティに関する取組が進められているものの、障害者が社会の様々な情報に平等にアクセスできる環境の整備は依然として十分ではなく、制度の実施及びサービスの拡充が引き続き課題となっていることを示している。

⑧ 防災

パラグアイにおける防災政策は、国家緊急事態局（Secretaría de Emergencia Nacional）が所管している。同局は、「障害者の人権に関する国家行動計画」に基づき、2014 年に「災害リスク低減・管理に係る国家政策文書」を承認するための政令を制定した。この政策は、政府機関、市民社会、民間セクターなどの多様な主体の協力のもとで、災害リスク低減及び危機管理に関する政策の設計と実施を進めることを目的としている。

しかしながら、これらの政策文書において、災害や緊急事態における障害者の安全確保や支援に関する具体的な措置がどの程度明確に位置づけられているかについては、十分な情報が確認されていない。

障害者権利委員会は、パラグアイの初回政府報告（2010）に対する 2013 年の総括所見において、防災政策の策定及び実施にあたり、OPD の参加を確保し、障害当事者の意見や提言を反映したリスク管理政策を早急に採択することを勧告している。

さらに 2023 年の総括所見においても、災害リスク管理及び緊急事態対応の政策や計画において障害者のニーズが十分に反映されていないことが懸念として示されている。委員会は、災害及び人道的緊急事態の状況において障害者が適切な保護と支援を受けられるよう、障害者を含めた包摂的な災害リスク管理体制の整備と、政策策定及び実施過程における OPD の参加を確保することを勧告している。

これらの指摘は、パラグアイにおいて災害リスク管理に関する制度的枠組みは整備されつつあるものの、障害者を含めた包摂的な防災政策の具体化や実施体制の整備が依然として十分ではないことを示している。

[13] https://www.lanacion.com.py/pais/2019/08/13/promulgan-ley-que-garantiza-comunicacion-a-personas-sordas-en-entes-estatales（参照 2026-3-27）

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況

パラグアイは 2008 年 9 月に CRPD 及びその選択議定書を批准した。政府は 2010 年 10 月 21 日に初回政府報告を障害者権利委員会に提出し、2012 年 10 月 15 日に同委員会から質問事項（List of Issues）が提示された。これに対し、政府は 2013 年 2 月 19 日に回答書を提出し、同年 3 月 15 日に障害者権利委員会より総括所見が採択された。

総括所見（2013）では、SENADIS の設立や、視聴覚メディアにおける手話通訳配置に関する法律、公共施設等における障害者優先席に関する法律の制定などが評価された。一方で、障害者を指す用語の見直し、CRPD に整合した法制度の整備、人権に基づく障害政策の推進 OPD との継続的な協議体制の構築などが課題として指摘された。

その後、パラグアイ政府は 2019 年 3 月 19 日に第 2・第 3 回統合定期報告を障害者権利委員会に提出した。この報告では、2012 年の SENADIS 設立に加え、インクルーシブ教育法（2013）、アクセシビリティ法（2013）、職業訓練機会均等法（2015）などの法制度整備、ならびに 2019 年の聴覚障害者及び難聴者の情報・コミュニケーションアクセス保障法（法令第 6354/2019 号）の制定など、CRPD の理念に基づく国内制度の整備が進められていることが報告されている。

これを受け、障害者権利委員会は 2023 年 9 月 6 日に第 2・第 3 回報告に対する総括所見を採択した（同年 10 月 17 日付で公表）。同総括所見では、法制度の整備や国家障害政策の策定など一定の進展が認められる一方、障害者の社会参加、インクルーシブ教育、雇用機会、アクセシビリティ、障害統計の整備などの分野において引き続き課題があることが指摘されている。また、政策形成及び実施における OPD の実質的な参加の確保や、障害に関する統計データの体系的収集の強化なども勧告されている。次回の政府報告提出期限は 2034 年である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

パラグアイ政府は、マラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）を、2015 年 1 月 20 日に批准した。これにより、同国は視覚障害者等がアクセシブルな形式（点字、音声図書、電子データ等）で著作物を利用できる環境の整備に取り組む国際的枠組みに参加している。

政府報告によれば、パラグアイでは障害者の教育及び情報へのアクセスの向上を目的として、教育省や関連機関を通じて点字教材やアクセシブルな学習教材の提供が進められている。また、視覚障害者団体や教育機関等がアクセシブルな教材作成や情報提供に関与しているとされる。他方、マラケシュ条約の実施のために制定された特定の国内法、または条約に基づき正式に指定された公認機関については、公開されている情報からは明確に確認できなかった。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

パラグアイ政府は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、「誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」という理念のもと、国家開発計画（Plan Nacional de Desarrollo 2030）及び

SDGs 国家実施枠組みを通じて、社会的弱者を含む包摂的な開発政策を推進している。これらの政策の中では、貧困削減、教育、雇用、社会保護、都市開発などの分野において、障害者を含む脆弱なグループへの対応が重要な課題として位置づけられている。

パラグアイは 2018 年及び 2021 年に国連ハイレベル政治フォーラムへ自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という）を提出している。直近の 2021 年 VNR では、「誰一人取り残さない」の観点から、障害の有無が不平等をもたらす要因の一つとして明示されている。また、インクルーシブ教育戦略 2030 において障害のある子どものニーズへの対応が明記されるなど、障害分野の政策課題が SDGs 実施枠組みに一定程度組み込まれている。

このように、パラグアイでは SDGs 政策の枠組みにおいて障害者包摂の重要性が一定程度認識されているものの、教育、雇用、社会保護、公共サービスへのアクセスなどの分野において依然として格差が存在しており、SDGs の達成に向けて障害者を含めた包摂的な政策の具体化が今後の重要な課題となっている。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

パラグアイは、障害者の権利に関連する複数の国際人権条約を批准しており、これらの条約の審査過程においても、障害者に関する課題が指摘されている。

女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下、「CEDAW」という。）について、パラグアイは 1987 年に加入している。CEDAW 委員会は 2017 年の総括所見[14]において、障害女性が複合的な差別や暴力のリスクにさらされやすいことに懸念を示している。また、障害女性が教育、雇用、医療、社会サービスへのアクセスにおいて不利な状況に置かれていることを指摘し、障害女性に対する保護措置の強化や、ジェンダー政策における障害の視点の主流化を進めることを勧告している。

子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下、「CRC」という。）について、パラグアイは 1990 年に批准している。CRC 委員会は 2024 年の総括所見[15]において、障害のある子どもが教育や医療、社会サービスへのアクセスにおいて依然として困難に直面していることを指摘している。特に、障害児が施設に入所するケースが多いことや、地域社会における支援サービスが十分に整備されていないことに懸念を示し、インクルーシブ教育の推進、地域における支援サービスの強化、障害児に関する統計データの整備を勧告している。

また、障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（国際労働機関（ILO）第 159 号条約）[16]について、パラグアイは 1991 年に批准している。同条約は、障害者の職業リハビリテーション及び雇用機会の促進を目的としており、ILO は障害者の職業訓練や労働市場への参加を促進する政策の強化を求めている。パラグアイにおいても、障害者の雇用促進に関する制度整備が進められているが、実際の雇用機会の拡大や職場環境のアクセシビリティの改善が引き続き

[14] CEDAW/C/PRY/CO/7
[15] CRC/C/PRY/CO/4-6
[16] Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention、1985 年発効。

課題とされている。

このように、パラグアイは主要な国際人権条約を批准しているものの、各条約機関の審査過程において、障害者の教育、雇用、社会参加に関する課題が繰り返し指摘されている。これらの指摘は、障害者の権利の主流化の観点から、各政策分野において障害の視点を組み込む取組をさらに強化する必要があることを示している。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO[17]等との協力実績）

- 日本政府[18]

【技術協力プロジェクト：障害に特化した取組】

・ 障害者の社会参加促進プロジェクト（2024–2028）
・ 新たな三角・地域協力メカニズムの共創に向けた JCPP2030 日本チリパートナーシップ・プログラム強化プロジェクト(2024-2027)
・ JCPP パラグアイ県レベル早期療育サービスの向上（2009-2012）
・ 精神遅滞症[19]減少プロジェクト（2008-2011）

【専門家派遣】

・ 障害者の社会参加促進アドバイザー（2016-2018）
・ 障害者の社会参加促進アドバイザー（2021-2023）

【研修員受け入れ】

・ 障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化（障害者団体）
・ 地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加（SENADIS、アスンシオン市役所、教育省、社会政策省）
・ インクルーシブ教育実践強化（教育省）
・ 南米地域特別支援教育（教育省・インクルーシブ教育部、第1インクルーシブ教育センター、青少年特別教育総合センター）
・ 中南米地域障害者自立生活（PARIGUAL（非政府組織））
・ 中南米（西語）障害者支援制度コース（教育省）

【草の根人間の安全保障無償資金協力（在パラグアイ日本国大使館）】

・ ディビノ・ニニョ・ヘスス養護施設増築計画（2013）
・ ミシオネス県障害者用医療施設リハビリ室増築計画（2013）
・ 障害者の社会参加促進施設建設計画（2015）
・ 特別支援教室建設計画（2015）
・ 養護施設『聖母カアクペの娘の家』建設計画（2017）

[17] Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。
[18] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html（参照 2026-3-22）を基に記載
[19] 原文ママ。

・ インクルーシブ教育施設建設計画（2018）

【JICA 海外協力隊】

青年海外協力隊（職種：障害児・者支援など）

- 他ドナー[20]

【国際機関】

国連人権高等弁務官事務所

・ 障害者の人権に関する国家行動計画（Plan Nacional de Derechos Humanos）の策定支援

国際連合児童基金（UNICEF）

・ インクルーシブ教育及び障害のある子どもの権利に関する政策支援

世界保健機関（WHO）／PAHO

・ リハビリテーション及び障害統計・保健分野の能力強化支援

【二国間援助】

ドイツ国際協力公社

・「ラテンアメリカにおける女性に対する暴力との闘い」プログラム

【国際 NGO】

CBM（Christian Blind Mission）

・ 地域に根差したリハビリテーション（Community-based Rehabilitation: CBR）及び OPD 能力強化支援

Humanity & Inclusion

・ 障害者の社会参加及びインクルーシブ開発の推進支援

[20] 政府報告（2019）を基に記載

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
全国視覚障害者連合（National Union of People with Visual Disabilities: UNPDV）	視覚障害者の権利擁護と社会参加を目的とする団体。能力強化、ニーズの把握、社会的包摂の促進などを行う。
パラグアイ聴覚障害者センター（Centro de Sordos del Paraguay: CSPy）	聴覚障害当事者が主体となり運営する団体。聴覚障害者の人権擁護、社会参加促進、コミュニティ形成などを目的として活動している。
コロネル・オビエド聴覚障害者協会（ASORCO）	聴覚障害者が設立した非営利団体。聴覚障害者の人権擁護、権利促進、社会参加の強化を目的として活動する。
TEA Paraguay	自閉スペクトラム症（Autism Spectrum Disorder。以下、「ASD」という。）の当事者家族による団体。ASD 児・者の権利保障、政策提言、生活の質の向上を目的とする。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ソリダリダ財団（Fundación Solidaridad）[21]	1969 年より、身体障害者の生活の質の向上に向けた活動のほか、利用者に対する総合的・効果的なリハビリテーションサービスの提供などを行っている。
サラキ財団（Fundación Saraki）[22]	1996 年設立。障害者の社会参加と権利実現を目的とする代表的 NGO。政策提言、社会啓発、企業・政府との協働によるインクルージョン促進などを実施。多様な OPD および障害支援団体が活動している中、サラキ財団は、代表的な障害関連団体の一つであり、障害者の社会的・経済的包摂を目的として活動している。職業訓練、就労促進、アクセシビリティ推進、権利擁護など幅広い分野に取り組んでおり、政府機関、民間企業、国際機関との連携実績も有している。また、CRPD に関するパラレルレポート作成プロセスにも関与しており、パラグアイの障害分野において中心的役割を果たしている団体の一つといえる。

[21] https://www.fundacionsolidaridadpy.org/（参照 2026-3-22）
[22] https://www.saraki.org/（参照 2026-3-22）

テレトン財団（Teleton Foundation）	身体障害児を対象としたリハビリテーション・ハビリテーションサービスを提供する大規模慈善団体。
Fundación Down Paraguay	ダウン症のある人とその家族への支援を行う団体。医療、教育、社会参加の支援を実施。
Marcando Pasos Rehabilitation Centre	理学療法、言語療法、早期刺激療育などを提供するリハビリテーションセンター。
Asociación Voluntarios Guai	障害者の権利擁護や社会啓発活動を行う市民団体。地域レベルでのエンパワメント活動を実施。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

本章は CONADIS を構成する市民社会組織及び全国視覚障害者連合（UNPDV）等が 2021 年に提出したパラレルレポート[23]、及び複数の OPD が 2023 年に連名で提出したパラレルレポート[24]の情報を基に記載する。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

パラグアイにおいては、障害者の保健医療サービスへのアクセスは依然として不十分であり、パラレルレポートでは、医療サービス、リハビリテーション、早期療育、コミュニケーション支援など多くの分野で課題が指摘されている。

まず、医療サービスにおいては、障害者が医療機関を利用する際の情報保障やコミュニケーション支援の不足が大きな課題とされている。特に聴覚障害者の場合、医師が手話を理解せず、通訳も配置されていないことが多いため、診療内容を十分に理解できないケースが報告されている。また、遠隔通訳サービス（Relay Centre）が存在するものの、24 時間利用できないことや、医師が利用を拒否するケースもあり、緊急時の対応が困難となっている。

また、障害児に対する専門医療サービスの不足も指摘されている。例えば、アスンシオンの小児専門病院では、神経科や小児専門医の診療を受けるための待機期間が 3～4 年に及ぶ場合があるほか、ASD に対する国家プログラムは、その対象者数が限定的であり、十分な診療体制が整っていない。

さらに、ハビリテーションサービスについては、サービスの都市集中と供給不足が問題となっている。パラレルレポートでは、これらのサービスが主に首都圏に集中しており、地方ではほとんど提供されていないと指摘されている。また、民間リハビリテーション施設は数が少なく、利用枠も限られているため、診療間隔が数か月に一度となる場合もあり、継続的な支援が困難な状況にある。

政府報告によれば、精神保健サービスについては全国の保健ネットワークの中で提供されており、精神科医や心理士による専門サービスが複数の医療施設で提供されているとされる。また、SENADIS は国内数地域でリハビリテーション施設を運営していると報告されている。

しかしながら、市民社会は、これらのサービスが依然として十分とは言えず、医療人材の不足、サービスの地域格差、長い待機期間、医療従事者の障害理解の不足などが障害者の医療アクセスを阻害していると指摘している。さらに、障害児の早期発見や早期支援の体制も十分ではなく、特に農村地域ではサービスがほとんど提供されていないとされる。

また、精神保健分野においては、強制入院や強制治療が依然として行われていることが大きな人権上の課題として指摘されている。パラレルレポートでは、精神科病院への非自発的入院や、本人の同意なく行われる薬物療法・電気けいれん療法などが報告されており、これらは CRPD 第 14 条（身体の自由）及び第 15 条（拷問等の禁止）に反するものとして懸念されている。

[23] INT/CRPD/CSS/PRY/52335

[24] Coalición de Organizaciones de Personas con Discapacidad del Paraguay 他。INT/CRPD/CSS/PRY/53278）

障害者権利委員会も 2023 年の総括所見において、これらの強制的な医療介入を明示的に禁止する法整備と、施設内での不当な扱いを報告・調査するためのアクセシブルな苦情申立制度の整備を勧告している。

このほか、民間医療保険において障害者の加入が拒否される、または障害に関連する医療費が適用外とされる場合があることも問題として指摘されている。

以上のように、パラグアイにおける障害者の保健医療分野の課題としては、①医療サービスの地域格差、②リハビリテーションサービスの不足、③障害に関する医療従事者の知識不足、④コミュニケーション支援の不足、⑤医療保険制度における差別的取り扱いなどが挙げられている。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

パラグアイでは、2013 年にインクルーシブ教育法（法令第 5136/2013 号）が制定され、障害のある児童・生徒を通常学校で受け入れる方針が示されている。しかしながら、市民社会によるパラレルレポートでは、制度と実際の教育現場との間には大きな乖離があることが指摘されている。特に、学校のアクセシビリティの不足、支援人材の不足、合理的配慮提供の不十分さなどが、障害児の教育参加を阻む主要な要因となっている。

例えば、通常学校に障害児を受け入れる場合でも、支援教員（サポートティーチャー）の配置が制度化されておらず、その費用を保護者が負担することが入学条件のように扱われるケースが報告されている。この場合、家庭の経済状況によっては支援教員を確保できず、結果として学校への入学が困難となることもある。また、支援教員の役割や専門性も明確に規定されておらず、本来の教育支援ではなく単なる付き添いとして扱われる場合もあると指摘されている。

さらに、教育制度においては依然として特別学校への依存が強く、障害児の多くが分離された教育環境で学んでいる状況が続いている。政府は特別学校をインクルーシブ教育支援センターへ転換する方針を示しているものの、その具体的な計画や期限が十分に示されておらず、制度改革の進展は限定的であると指摘されている。

加えて、教育科学省が発した決定第 29664 号がジェンダー理論に関連する学習内容を学校教育において禁止していることが指摘されており、委員会はこの決定が障害のある女性・少女を含む女性全般のエンパワメントに反するものとして、その廃止を勧告している。

また、新型コロナウイルス感染症の流行時には、遠隔教育への移行が障害児に大きな影響を与えた。特に視覚障害や重複障害のある児童の場合、教育支援には個別的な指導や身体的サポートが必要であるため、オンライン教育では十分な学習支援が行われなかったと報告されている。さらに、聴覚障害児についても、家庭にインターネット環境や通信機器がない場合が多く、教育から取り残される状況が生じたと指摘されている。

このように、パラグアイの教育分野ではインクルーシブ教育の制度的枠組みは整備されているものの、支援人材、教育資源、学校施設のアクセシビリティ、地域間格差など多くの課題が残

されており、障害児の教育機会の確保には依然として大きな課題が存在している。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

パラグアイでは、障害者の雇用促進を目的とした法制度が整備されており、公共部門における障害者雇用率の規定などが設けられている。しかしながら、パラレルレポートによれば、実際の労働市場においては障害者の雇用機会は依然として限られており、多くの障害者が安定した雇用にアクセスできていない状況が指摘されている。特に、障害者の失業率や非就業率が高く、就労している場合でも非公式部門や低賃金の仕事に従事するケースが多いと報告されている。

企業側においても障害者雇用に対する理解や経験が十分とはいえず、合理的配慮の提供や職場環境の調整が進んでいないことが大きな課題とされている。また、職業訓練や就労支援サービスも十分に整備されておらず、障害者が労働市場に参入するための支援体制は限定的であると指摘されている。特に地方部では職業訓練機関や就労支援機関が少なく、障害者が就労支援サービスにアクセスすること自体が困難な場合もある。

さらに、障害者の教育機会の制約や職業訓練の不足も、就労機会の制限につながっていると指摘されている。多くの障害者が基礎教育を十分に受けられていないため、正式な雇用市場に参加するために必要な技能や資格を取得することが難しい状況にある。また、雇用主の側においても障害者の能力や職務適性に関する理解が十分ではなく、障害者雇用に対する消極的な態度が残っているとされる。

このように、パラグアイの就労分野では制度的枠組みは存在するものの、雇用機会の不足、職業訓練や就労支援の不足、雇用主の理解不足などが複合的に影響し、障害者の労働市場への参加を妨げる要因となっている。また、公式統計の不足により障害者の就労実態が十分に把握されていないことも、政策形成や支援施策の改善を難しくしている課題として指摘されている。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

パラグアイでは、公共交通機関や道路、建築物のアクセシビリティ向上に関する法制度が整備されているものの、パラレルレポートによれば、障害者にとって安全かつ自立した移動環境は十分に確保されていない状況が指摘されている。特に都市部においても公共交通機関のバリアフリー化は限定的であり、車いす利用者や視覚障害者が日常的に公共交通を利用することは困難であると報告されている。

具体的には、多くのバス車両にスロープやリフトなどの設備が設置されておらず、車いす利用者が乗車できない場合が多い。また、バス停や歩道の整備も十分ではなく、段差や舗装の不備、点字ブロックの欠如などにより、視覚障害者や歩行に困難のある人にとって安全な移動が妨げられていると指摘されている。さらに、運転手や交通事業者の障害に関する理解も十分ではなく、障害者の乗車を拒否したり、適切な支援を提供できない事例も報告されている。

地方部では公共交通機関そのものが限られており、障害者が医療機関や教育機関、就労機会にアクセスするための移動手段が著しく不足している。このため、障害者が家族の支援や私的な交通手段に依存せざるを得ない状況が多く、結果として社会参加の機会が制約される要因となっている。

また、都市計画や公共インフラ整備においてアクセシビリティが十分に考慮されていないことも課題とされている。新設される公共施設や道路においてもユニバーサルデザインが必ずしも徹底されておらず、既存施設の改修も進んでいないと指摘されている。

加えて、2023 年の総括所見では、車いすや補聴器、白杖、点字ディスプレイなどの補助具・支援技術の質が高いものは高額であり、障害者本人や家族がほぼ全額を自己負担しなければならない状況が指摘されている。委員会は、支援技術の入手可能性・手頃な価格・アクセスを確保するための国家戦略を策定するとともに、補助具の費用を全額または部分的に補助するための財政支援を提供することを勧告している。

このように、パラグアイにおける移動の分野では、法制度の整備にもかかわらず、公共交通機関のアクセシビリティ不足、歩行環境の不備、地方部の交通手段不足などが障害者の自立した移動を制約する主要な課題として指摘されている。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

パラグアイでは、障害者の情報アクセスやコミュニケーションの保障に関する制度整備が進められているものの、実際には多くの障害者が情報へのアクセスにおいて様々な障壁に直面している。パラレルレポートでは、特に聴覚障害者及び視覚障害者に対する情報保障の不足が大きな課題として指摘されている。

聴覚障害者に関しては、公共サービスや行政手続き、医療機関などにおいて手話通訳が十分に配置されていないことが大きな問題となっている。例えば、行政機関や医療機関での相談や手続きにおいて、手話通訳を伴わないまま対応が行われるケースが多く、必要な情報を正確に理解できない状況が生じている。また、テレビ放送や公的情報においても、手話通訳や字幕の提供が十分ではないと指摘されている。

一方、視覚障害者に対する情報アクセスについても、点字資料や音声資料などのアクセシブルな情報提供が十分に整備されていないことが課題とされている。特に教育や公共サービスに関する情報において、アクセシブルな形式での提供が限定的であり、視覚障害者が必要な情報を自立して取得することが難しい場合があると報告されている。

さらに、デジタル化の進展に伴いオンラインでの情報提供が増えているものの、多くのウェブサイトやオンラインサービスがアクセシビリティ基準に十分対応していないことも指摘されている。これにより、障害者が行政サービスや社会保障制度に関する情報へアクセスする際の障壁となっている。

このように、パラグアイにおける情報・コミュニケーションの分野では、手話通訳や字幕の不足、アクセシブルな情報形式の不足、ウェブアクセシビリティの不十分さなどが、障害者の情報

アクセスと社会参加を制約する重要な課題となっている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

パラグアイでは、障害女性及び少女は、障害とジェンダーの双方に起因する複合的な差別に直面していることが、市民社会によるパラレルレポート[25]において指摘されている。特に、教育、就労、保健医療、社会参加など多くの分野において、障害女性は障害男性や障害のない女性と比較しても不利な状況に置かれているとされる。

まず、障害女性は家庭内で過度に保護される傾向があり、教育や社会参加の機会が制限される場合がある。また、障害女性は家庭内及び地域社会において暴力や虐待のリスクが高いと指摘されているが、被害を訴えるための支援体制や相談窓口は十分に整備されていない。さらに、司法制度や警察、保健医療機関などの支援機関において、障害に配慮した対応が十分でないため、被害の申告や救済手続きが困難となるケースもある。

また、障害女性は就労機会の面でも大きな制約を受けている。障害者全体として雇用機会が限られている中で、障害女性はさらに雇用機会が少なく、非公式部門や家庭内労働に従事する場合が多いと指摘されている。加えて、職業訓練や教育機会へのアクセスが制限されることも、経済的自立を困難にする要因となっている。

さらに、障害女性の権利に関する政策やプログラムにおいても、障害とジェンダーの交差的な視点が十分に取り入れられていないことが課題として挙げられている。障害者政策とジェンダー政策がそれぞれ独立して進められる傾向があり、障害女性のニーズが十分に反映されていないと指摘されている。

また、2023 年の総括所見では、障害者の人権に関する国家行動計画第 14 の柱に掲げられた搾取・暴力・虐待からの保護の実施が停滞していることが指摘されている。委員会は、特に障害のある先住民女性、農村地域の障害女性、知的障害・精神障害・重複障害のある女性に対する保護措置の強化を求めており、暴力被害者のための避難シェルターが障害者にとってアクセシブルでないという問題についても、訓練を受けたスタッフを配置したアクセシブルなシェルターの整備を勧告している。

このように、パラグアイにおいては、障害女性が直面する複合的差別や暴力のリスク、教育・就労機会の制約、支援制度の不足などが大きな課題となっており、障害とジェンダーの双方の視点を踏まえた包括的な政策対応が求められている。

[25] Coalición de Organizaciones de Personas con Discapacidad del Paraguay 他（2023）（INT/CRPD/CSS/PRY/53278）

6. 参考資料

DELTA Consultora Integral (2012) Informe Final: Estudio de Prevalencia de Discapacidad en la Región Oriental del Paraguay.

Dirección General de Estadística, Encuestas y Censos (2016) Características sociodemográficas de los hogares particulares con personas con discapacidad 2012.（障害者のいる世帯の社会人口統計学的特徴）

Gobierno Nacional de Paraguay (2010) CRPD Informes iniciales presentados por los Estados partes de conformidad con el artículo 35 de la Convención sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad.

Gobierno Nacional de Paraguay (2019) Combined second and third periodic reports submitted by Paraguay under article 35 of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD/C/PRY/2-3).

Gobierno Nacional de Paraguay (2014) Plan Nacional de Desarrollo Paraguay 2030.

Ministerio de Educación y Cultura (2011) Plan Nacional de Educación 2024.

Secretaría Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad (SENADIS) (various years) Informes y documentos institucionales sobre políticas de discapacidad en Paraguay.

CONADIS 構成の市民社会組織及び全国視覚障害者連合（UNPDV）等（2021）Informe Alternativo, Paralelo o Sombra sobre el II y III Informe Combinado del Estado Paraguayo sobre el Cumplimiento de la CDPD（INT/CRPD/CSS/PRY/52335、2021 年 4 月、国連障害者権利委員会提出）.

Coalición de Organizaciones de Personas con Discapacidad del Paraguay 他（2023）Complementary Report to the Shadow Report of Civil Society Organisations of and for Persons with Disabilities of Paraguay（INT/CRPD/CSS/PRY/53278、2023 年 7 月、国連障害者権利委員会提出）.

United Nations (2013) Concluding observations on the initial report of Paraguay (CRPD/C/PRY/CO/1).

United Nations (2023) Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Paraguay (CRPD/C/PRY/CO/2-3).

United Nations (2006) Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

World Health Organization & World Bank (2011) World Report on Disability.

International Labour Organization (2015) Inclusion of People with Disabilities in Employment and Social Protection Systems.

JICA (2002)『国別障害関連情報 パラグアイ共和国』

JICA (2015)『課題別指針 障害と開発』

JICA (2017)『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』

JICA (2019)『技術協力プロジェクト案件概要表』

＜ウェブ情報＞
World Intellectual Property Organization (WIPO)
Marrakesh Treaty – Contracting Parties: Paraguay
https://www.wipo.int/treaties/en/ip/marrakesh/

UN Treaty Body Database
https://tbinternet.ohchr.org/

International Labour Organization (ILO)
NORMLEX – Ratification of ILO Convention No.159 (Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention)
https://www.ilo.org/normlex

Secretaría Nacional por los Derechos Humanos de las Personas con Discapacidad (SENADIS)
https://www.senadis.gov.py/

United Nations Committee on the Rights of the Child
Concluding Observations: Paraguay

United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women
Concluding Observations: Paraguay

内閣府 (2013–2019)『障害者白書』
https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html